

吹田市シェアサイクル事業事業者選定プロポーザル募集要項

1 目的

吹田市シェアサイクル事業の実施に係る事業者の選定にあたり、本市の状況や利用者の利便性を配慮し、事業を円滑に実施するために、優れた企画提案や価格等を総合的に判断できる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により事業者を選定する。

2 実施内容

「吹田市シェアサイクル事業公募型プロポーザル仕様書」のとおり。

3 業務期間

令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日まで。

4 参加資格

応募できる者は、次の号の要件を全て満たしている者とする。

- （1）他自治体においてシェアサイクル事業を行っている実績を有していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- （3）吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- （4）国税及び地方税をいずれも滞納していないこと。
- （5）吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- （7）吹田市暴力団の排除等に関する条例第6条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。（大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び同条第4号に該当するものではないこと。）

5 参加に関する注意事項

本プロポーザルへ参加するにあたっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 企画提案書の提出は、1 者につき 1 件とする。
- (2) プロポーザルに関して参加者が必要とした費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が持参する。
- (3) 提出された書類はいかなる理由があっても返却しない。
- (4) 参加表明書等及び企画提案書の提出後は、提出書類の差し替え及び追加等は認めない。なお、当該提出書類について、本市は参加希望者に、後日参考資料を求めることができるものとする。
- (5) 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第 5 号）を提案書等の提出期限である令和 7 年（2025 年）2 月 1 2 日（水）午後 5 時までに、持参又は郵送（期限内必着）にて提出すること。
- (6) 審査の結果については、電話等による問い合わせには一切応じない。

6 提案募集及び選定のスケジュール

項目	日程
募集要項配布	令和 7 年 1 月 1 4 日（火）から 2 月 3 日（月） 吹田市土木部総務交通室HP に公表
質問受付	令和 7 年 1 月 2 2 日（水）午後 5 時まで
質問回答	令和 7 年 1 月 2 7 日（月）
参加表明提出	令和 7 年 2 月 3 日（月）午後 5 時まで
参加資格審査結果通知	令和 7 年 2 月 5 日（水）
企画提案書提出	令和 7 年 2 月 5 日（水）から令和 7 年 2 月 1 2 日（水）午後 5 時まで
候補者選定	令和 7 年 2 月 1 8 日（火）
選定結果の発表	令和 7 年 2 月 2 0 日（木）

7 参加申請の手続き

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- ① 参加表明書（様式第 1 号）
- ② 会社概要（様式自由）
- ③ 他自治体におけるシェアサイクル事業の実績がわかる資料（様式自由）
- ④ 履歴全部事項証明書又は現在事項全部証明書（写し可）※ 3 か月以内に発行のもの。
- ⑤ 印鑑証明書（写し可）※ 3 か月以内に発行のもの
- ⑥ 納税証明書（写し可）※ 3 か月以内に発行のもの

- (1) 提出期限 令和7年(2025年)2月3日(月)午後5時まで
- (2) 提出先 吹田市土木部総務交通室(吹田市総合防災センター 7階)
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参又は郵送(受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、期限必着)とする。
- (5) 参加資格審査の結果通知
参加資格の結果通知は、令和7年(2025年)2月5日(水)に、参加者に対して通知する。
この場合において、参加資格がないと認めた参加者については、その理由を付記して通知する。

8 質問及び回答

本業務の提案に係る問い合わせがある場合は、質問書(様式第2号)を提出する。

- (1) 提出期限 令和7年(2025年)1月22日(水)午後5時
- (2) 提出先 吹田市土木部総務交通室(吹田市総合防災センター7階)
- (3) 提出方法 電子メールにて提出
- (4) 回答方法 すべての質問、回答を取りまとめたものを市ホームページで公開することとする。

9 応募の方法

- (1) 応募書類 企画提案書(様式第3号)及び事業計画書(様式第4号)
- (2) 提出期限 令和7年(2025年)2月12日(水)午後5時まで
- (3) 提出場所 吹田市土木部総務交通室(吹田市総合防災センター7階)
- (4) 提出部数・規格
企画提案書および事業計画書を綴じたファイルを1部と、事業計画書のみ綴じたファイルを9部
- (5) 提出方法
提出する提案は1者につき1件とし、持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は期限内必着とする。
- (6) 参加を辞退する場合
参加表明書を提出した参加希望者が、参加を辞退する場合は、辞退届(様式第5号)を、令和7年(2025年)2月12日(水)午後5時までに持参又は郵送(期限内必着)にて提出すること

1 0 参加者がいない場合の取り扱い

参加者がいない場合は、本プロポーザルは取りやめとする

1 1 候補者の選定

(1) 選定方法

市が設置する選定委員会が評価基準に従い事業候補者を選定するものとする。

(2) 選定日（プレゼンテーション実施日）

ア．日時 令和 7 年（2025 年）2 月 1 8 日（火）の指定する時間

イ．場所 指定する場所

ウ．説明人数 1 者 3 人以内

エ．説明時間 1 者 1 5 分以内

オ．説明内容 応募書類のうち、市が指定する項目についてプレゼンテーションを行う

カ．質問時間 1 者 1 0 分以内（選定委員からの質問）

キ．その他 出席の際は会社名等を特定できるようなものを身に着けてはいけない。

また、プレゼンテーションに必要な資料及び機器類は全て参加者が用意するものとする。

(3) 評価基準

別紙「審査基準及び配点表」のとおり

1 2 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は選定の前後問わず失格とし、失格者に対しては市より書面で通知する。

- (1) 本案件期間中に、「4 参加資格」で規定する参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (3) 選定委員に対して、直接、間接問わずに故意に接触を求めた場合。
- (4) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- (5) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- (6) 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合。また、重大な誤脱があった場合。
- (7) 指定した日時のプレゼンテーション・ヒアリングに不参加の場合。
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

1 3 候補者の選定方法

- (1) 吹田市の庁内関係者で構成する選定委員会において、提案者からの提出書類及びヒアリングの内容を評価項目ごとに評価し、評価点（審査基準に基づき採点した点数の合計点）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案事業者とする。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多いものを上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議又は多数決によって決定する。
- (2) 総合評価点の最低基準は、総合評価点を委員会の委員の数で除した平均評価点数が150点以上とする。参加者が1者のみであった場合も平均評価点が150点以上あれば、最優秀提案事業者とする。

1 4 審査の結果通知

選定結果の通知は、審査を受けた提案者すべてに対し、令和7年2月20日（木）午後5時までに電子メールにて通知し、その後、書面による通知も行う。

事業者に決定するまでに、「4 参加資格」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合等により事業の実施が不可能となった場合等においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たに選定する。また、不採択となった者については、その旨は通知する。なお、不採択の場合において、参加者はその理由について通知日の翌日から起算して7日以内に説明を求めることができる。

1 5 協定の締結

事業者に決定した者は、市と業務の細部について協議を行い、協定書等を締結する。

1 6 応募先、質問先及び問い合わせ先（事務局）

〒565-0855 吹田市佐竹台1丁目6番3号（吹田市総合防災センター7階）

吹田市土木部総務交通室

TEL：06-6872-6136（直通）

FAX：06-6872-1652

E-mail：s-koutu@city.suita.osaka.jp